

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 21 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和 3 年度定期監査
監査結果及び措置状況

令和 3 年 6 月 24 日付け 3 那監第 431 号（環境課分）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 動物死体収集手数料の私人への委託について</p> <p>動物死体収集手数料の収納を私人に委託しているが、公金の徴収又は収納を私人に委託する場合は、地方自治法施行令及び市条例において、その旨を告示しなければならないとされているが、告示がなされていない。</p> <p>今後は、告示行為を逸しないように十分注意されたい。</p>	<p>1 動物死体収集手数料の私人への委託について</p> <p>告示漏れを発生させないよう、課内の業務委託項目を一覧表にまとめたチェックシートを作成しました。毎年、このチェックシートにより、業務を進めていきます。</p>